

令和 6 年 1 1 月 2 6 日  
宮城県公報第 5 5 6 号別冊 2

## 住民監査請求に係る監査結果

第1 請求のあった日

令和6年9月26日

第2 請求人

(省略)

第3 措置請求の内容

できる限り措置請求書の原文に即して記載する。

宮城県知事（委員会若しくは委員又は職員）に関する措置請求の要旨

- 1 宮城県知事村井嘉浩が令和6年5月14日に宮城県高等学校体育連盟に対して令和6年度中・高等学校体育連盟強化活動費補助金として13,500,000円を交付（証拠①）した。

証拠①宮城県（教）指令第39号宮城県高等学校体育連盟会長あて文書

- 2 この補助金の交付には以下のように申請側と審査側に三つの問題点があるので、補助金を交付することは不当である。

- (1) 令和6年4月30日に申請書が提出され、その申請をもとに審査が行われ補助金の交付が決定したこと。

宮城県高等学校体育連盟規約第9条 評議員会が会長および副会長を推戴する。

宮城県高等学校体育連盟規約第15条 評議員会が予算を審議決定する。

申請された4月30日に評議員会は、まだ開催されておらず（証拠④）会長や予算は決まっていない。評議員会の審議をえていない申請書である。審議を受けていない申請書を受理し、その申請をもとに補助金の交付を決定することは出来ない。

証拠②令和6年度中・高等学校体育連盟強化活動費補助金交付申請書

証拠③宮城県高等学校体育連盟規約

証拠④令和6年度宮城県高等学校体育連盟評議員会資料

- (2) 申請書の内容が虚偽であり、その虚偽の申請書をもとに審査が行われ補助金の交付が決定したこと。

- イ 申請者の会長代行〇〇〇〇は虚偽である。（証拠②）

証拠②令和6年度中・高等学校体育連盟強化活動費補助金交付申請書

申請者名が宮城県高等学校体育連盟会長代行〇〇〇〇となっているが、〇〇〇〇は会長代行になれない。宮城県体育連盟規約第9条（証拠③）によれば副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行するとある。

令和5年度宮城県高等学校体育連盟役員名簿（証拠⑤）の副会長に〇〇〇〇の名前は載っていない。よって会長代行にはなれない。

証拠⑤令和5年度宮城県高等学校体育連盟役員名簿

- ロ 補助金額の算出の基礎となった「令和6年度高体連強化事業収支予算書」が虚偽である。

提出された「令和6年度高体連強化事業収支予算書（証拠⑥）」と「令和6年度歳入・歳出予算（案）」（証拠⑦）の内容が異なっている。

証拠⑥「令和6年度高体連強化事業収支予算書」

## 証拠⑦「令和6年度歳入・歳出予算（案）」

- ・「令和6年度高体連強化事業収支予算書」の収入の項目に高体連基礎活動費（13,680,000）という項目があるが、「令和6年度歳入・歳出予算（案）」にはない。この高体連基礎活動費はどこから捻出したか。
- ・「令和6年度高体連強化事業収支予算書」に計上された高体連強化事業費の額は38,652,526円に対して、「令和6年度歳入・歳出予算（案）」に計上された高体連強化事業費の額は27,680,000円である。一千万円以上の相違がある。この差額はなぜ生じたのか。

(3) 申請者の宮城県高等学校体育連盟は、令和4年12月にスポーツ庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（部活動に強制的に加入させることがないようにする）」（証拠⑧）を遵守していない団体である。審査側は令和4年12月のガイドラインの策定を受け、宮城県高等学校体育連盟の補助金申請者としての適格性を審査しなければならなかったのに、それをせず補助金の交付を決定したこと。

証拠⑧「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（部活動に強制的に加入させることがないようにする）」概要

証拠⑨「学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン第1版（部活動への所属を強制しないようにする）」

補助金を申請した宮城県高等学校体育連盟は、令和４年１２月にスポーツ庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の「部活動に強制的に加入させることがないようにする」（証拠⑧）及びこれを受けて宮城県教育委員会が令和５年３月に作成した「学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン第１版」の「部活動への所属を強制しないようにする」（証拠⑨）を無視した。

そして4月3日に、生徒全員加入を前提に自称会長代行〇〇〇〇名（証拠③・証拠⑤）で新入生から一人あたり入会金として700円、会費として800円×在校生数の金額を納入するように依頼した（証拠⑩）。

さらに〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇高校では、４月８日に行われる入学式前の４月５日までに納めさせた（証拠⑩）。この行為はガイドラインに反しており、このような行為を行った団体に対する補助金の交付は不当である。

補助金の申請者である宮城県高等学校体育連盟はガイドラインに則り、新入生からの入会金の徴収をやめ、全員加入を前提とした会費のあり方を検討しなければならなかった。

なお、仙台市中学校体育連盟は令和４年１２月に作成されたガイドラインの趣旨に則り、負担金を全員から徴収することの問題点を認め、負担金を返金することにした。（証拠⑫）。

また補助金の申請を審査する教育庁保健体育安全課は、宮城県高等学校体育連盟がガイドラインの「部活動への所属を強制しないようにする」に則した対応をしているかどうかをチェックする必要があった。そのためには高体連規約や予算書などを確認しなければならなかった。それを怠り、「部活動への所属を強制しないようにする」という文言の入った通知（証拠⑨）を出しておきながら、自ら出した通知を無視した団体の申請を受理し、補助金を交付する（証拠⑩）という自己矛盾を犯した。

証拠⑩「令和6年度宮城県高等学校体育連盟会費等の納入について」

証拠⑪〇〇高等学校が入学生から入会金を徴収した

証拠⑫仙台市中学校体育連盟が負担金を返金することにしたという記事

- 3 上記（１）から（３）に示したように、申請団体の宮城県高等学校体育連盟がコンプライアンスに反する行為を行っている団体であるのに、審査した側である教育庁保健体育安全課は適正な審査を行わなかった。

結果、宮城県高等学校体育連盟に対して宮城県知事名で令和６年度中・高等学校体育連盟強化活動費補助金として県民の税金から１３，５００，０００円を支出したことは、公益上適当ではない。

- 4 令和６年度に宮城県高等学校体育連盟に対して交付した１３，５００，０００円の返金を求める。

またガイドラインに則り、強制的に加入させ新入生から入会金をとることをやめ、高体連の部活動に加入している生徒からのみ会費をとるように改めるまで、補助金の交付を行わないことを求める。

なお、１３，５００，０００円の返金を行えば、普通に考えれば補助金を交付された団体の存続が危ぶまれることになるが、宮城県高等学校体育連盟は記念事業基金として４，６７０，１８２円、特別対策基金として２６，３４５，８９９円の３千万円以上の基金（証拠⑬）を持っているので支払いが可能であることを申し添えておく。

証拠⑬特別会計報告

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４２条第１項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

## 5 添付資料

### （１）事実証明書

- イ 証拠①宮城県（教）指令第３９号宮城県高等学校体育連盟会長あて文書
- ロ 証拠②令和６年度中・高等学校体育連盟強化活動費補助金交付申請書
- ハ 証拠③宮城県高等学校体育連盟規約
- ニ 証拠④令和６年度宮城県高等学校体育連盟評議員会資料
- ホ 証拠⑤令和５年度宮城県高等学校体育連盟役員名簿
- ヘ 証拠⑥「令和６年度高体連強化事業収支予算書」
- ト 証拠⑦「令和６年度歳入・歳出予算（案）」
- チ 証拠⑧「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（部活動に強制的に加入させることがないようにする）」概要
- リ 証拠⑨「学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン第１版（部活動への所属を強制しないようにする）」
- ヌ 証拠⑩「令和６年度宮城県高等学校体育連盟会費等の納入について」
- ル 証拠⑪〇〇高等学校が入学生から入会金を徴収した
- ヲ 証拠⑫仙台市中学校体育連盟が負担金を返金することにしたという記事
- ワ 証拠⑬特別会計報告

なお、上記の文書は特定認定出来るように情報公開条例に基づき個別的・具体的に取得したものである。

### （２）特定認定出来るように個別的・具体的に取得した証明

## 第４ 請求の受理

本件監査請求は、地方自治法第２４２条第１項及び第２項で定める所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

## 第5 監査の実施

### 1 監査の対象事項

監査の対象事項は、宮城県が宮城県高等学校体育連盟に対して交付した令和6年度中・高等学校体育連盟強化活動費補助金の支出とした。

### 2 監査対象箇所等

教育庁保健体育安全課を監査対象箇所とした。

また、令和6年度中・高等学校体育連盟強化活動費補助金に係る支出関係書類及び証拠書類の写し等の調査を行うとともに、令和6年度中・高等学校体育連盟強化活動費補助金を交付された宮城県高等学校体育連盟を、地方自治法第199条第8項の規定による関係人として調査を実施した。

### 3 請求人による陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき令和6年10月21日に実施した請求人による陳述において、陳述書等の提出があり、措置請求書を補足する陳述が行われた。その概要は次のとおりである。

#### (1) 監査請求に至った経緯

このたびの監査請求について陳述させていただく。私は〇〇〇〇後に〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇として働いていたが、1年が過ぎた頃に、もう一度勉強し直そうと思い、2019年〇〇〇〇〇〇〇〇高校に入学することにした。3年次になって、「総合的な学習・探求の時間」という自分で課題を設定し、計画を立て、自主的・自発的に学習をする科目があり、その学習の課題として「学校徴収金」について取り組もうと考えた。4月当初に「学校徴収金」に関する情報公開請求を行ったところ、高校教育課から仙台一高、仙台三高、仙台南高、古川高校、佐沼高校の「入学のしおり」をいただいた。これらの「入学のしおり」を私なりに分析し、「〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」という冊子にまとめた。

私の一方的な思い込みではいけないと思い、補足資料1、令和3年7月14日付け当事者である宮城県教育委員会高校教育課長あてにアンケートを依頼したというものである。高体連の入会金負担金等を県教委はどう考えているのかということを出した。その趣旨というのは、補足資料1の下線部分にあるように、私自身も〇〇〇高校教育振興会の一員であり、総会に出席し話をし、また資料を調べてみて感じたことは、学校徴収金に関わっている人は全員善人であって、生徒のため、学校のため、教育のためと思って関わっており、私利私欲のために行っている方は誰もいないということである。しかし、今の法律、実は消費者契約法、個人情報保護法という新しい法律ができたので、それに抵触する可能性が高いので、善意の人々が罪に問われることになるのではないかと心配しており、アンケートをお願いして県教委の方の回答を聞くということになった。今回の監査に関わるアンケートは「補足資料1」のとおり。内容は、今回の、入会金と会費に関わる部分だけを取り上げたアンケートになっている。このアンケートの中で、高文連、高体連の会費・入会金を、規約に違反して、校長が勝手に生徒から徴収しているのではないかとというもので、根拠として高文連、高体連規約、高体連加入脱退届と一緒に付けた。規約によれば、加入しているのは各高等学校であって、生徒個人ではない。会費の額が加盟校の生徒の人数によっているだけであって、個人が負担する義務はないのではないかと。証拠として、いただいた仙台三高など各学校の「入学のしおり」に書いてある入会金・会費のところをあげ、これらを取っているが、やがて問題になるのではないですか、と問題点を指摘した。

高体連、高文連会費については加盟する学校、加盟する部活の集合体であり、個人が構成員ではない。また、部活動は強制加入ではなく、任意加入である。そこで5月1日を基準として、高体連、高文連に加盟している部活の生徒を会員（これらの生徒は受益と負担が一致している）として会員数を

確定する。これらの会員に対して会費を徴収する。単体の部活動ではどこでもやっているのもしくはないはずで、ということ提案した。

別紙1はいろいろなアンケートで、別紙2は「団体費は支払わなくても強制的に学校が徴収する方法がない。支払わない者が得をするのではないか。」というようなアンケートで忙しい時にはこれだけお願いしますと依頼した。これに対して県教委の回答は、別紙2の方に「できるだけ理解を得るように協力を依頼したい」ということであった。

総合的な学習・探究の時間の担当の先生から「ただ提案で終わるのではなく、その提案が活かされたかどうかまで検証することが大事だ」と教わった。

2024年2月に宮城県図書館みやぎ資料室に行き、「高体連年鑑」を探して、入会金と会費の徴収がどのようになっているか調べた。その結果、入会金を未だに取っていることを確認した。

2024年3月11日付けで「補足資料2」のとおり監査請求を行ったが、結果は「補足資料3」のとおり「住民監査請求の要件に該当するとは認められないので却下する」というものであった。私は「加盟申請書」が、個人ではなく学校長名で出されていることで証明は十分だと思ったのだが、それでは不十分のようだった。そこで「監査委員が当該行為に係る違法事由又は不当事由を特定認識できる程度に個別的、具体的に摘示し、これを証する書面」を情報公開請求で具体的に探し、監査請求に至ったものである。

## (2) 措置請求書の補足

提示した証拠にあるとおり、5月14日付けで13,500,000円の交付が行われたということが確認できた。そこで、交付されたお金をもらった申請側と審査側について、三つの問題点があるので、補助金を交付することは不当であると監査請求で述べさせていただいた。

第3-2-(1) 令和6年4月30日に申請書が提出され、その申請をもとに審査が行われ、補助金の交付が決定した。証拠④にあるように、高体連の評議員会というのはまだ開かれていない。高体連規約によれば、全て評議員会が審議決定するとなっているので、評議員会が決定する前に、このような申請書が出されるのはおかしいのではないかと。評議員会の審議を得ていない申請書である。審議を受けていない申請書を受理し、その申請をもとに補助金の交付を決定することはできない、というのが一つである。

それから2つ目は、申請書の内容が虚偽であり、その虚偽の申請書をもとに審査が行われ、補助金の交付が決定したこと。

第3-2-(2) -イ申請者の会長代行〇〇〇〇さん、この方は虚偽である。会長代行には〇〇〇〇さんはなれないということである。

高体連規約第9条によれば、副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。この規定によって、会長代行ということで申請が行われたと思うが、高体連の令和5年度高等学校体育連盟役員名簿には、副会長に〇〇〇〇さんの名前は載っていないので、会長にはなれない。つまりそういう資格がないということである。

第3-2-(2) -ロとして補助金額の算定の基礎となった令和6年度高体連強化事業収支予算書が虚偽である。証拠⑥と⑦を比べると、「令和6年度高体連強化事業収支予算書」の収入項目に高体連基礎活動費13,680,000円という項目があるが、高体連の評議員会で議決された「令和6年度歳入・歳出予算(案)」にはない。ない項目が載っているのは変だ。この高体連基礎活動費はどこから捻出したのか。

それから額の問題で、「令和6年度高体連強化事業収支予算書」に計上された高体連強化事業費の額は38,652,526円に対して、「令和6年度歳入・歳出予算(案)」27,680,000円で、一千万円以上の差があり、この差額はということなのか。申請書のもとになったものと、評議員会

にかけられたもので違う。内容が違うのに、それを受理して、それをもとに出すのはおかしいのではないか。

第3-2-(3)として、申請者の宮城県高等学校体育連盟は、令和4年12月にスポーツ庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」、要するに学校から部活動を切り離す新しい流れがあり、そこで「部活動に強制的に加入させることがないようにする」と明示されたが、それを遵守していない。それから審査側も、このガイドラインの策定を受け、本来であれば高等学校体育連盟の補助金申請者の適格性を審査しなければならない。それをせずに補助金の交付を決定した。補助金を申請した宮城県高等学校体育連盟は、ガイドラインを受けて宮城県教育委員会が令和5年3月に「学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン 第1版」の「部活動への所属を強制しないようにする」を無視した。補足資料5を見てもらうとわかるように、教育委員会と知事と、各高体連にも同じようなものが出ているが、それを全く失念してしまったということである。忘れたというだけでなく4月3日に、これは生徒全員加入前提として、自称会長代行〇〇〇〇名で、新入生から一人当たり入会金として「700円」、会費として「800円×在校生数」、在校生全員が加入することを前提として依頼をした。

さらに〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇高校では、4月8日に行われる入学式前の、入学式前に取っていいのかなと思ったが、4月5日までに納めさせた。この行為はガイドラインに反しており、このような行為を行った団体に対する補助金の交付は不当である。補助金の申請者である宮城県高等学校体育連盟はガイドラインに則り、新入生からの入会金の徴収をやめ、全員加入を前提とした会費のあり方を検討しなければならなかった。

なお、仙台市中学校体育連盟は令和4年12月に作成されたガイドラインの趣旨に則り、保護者から負担金をとっていたわけだが、返してくれ、ということがあったので問題点を認めて、負担金を返金することにした。(証拠⑫)。

また、補助金の申請を審査する教育庁保健体育安全課は、宮城県高等学校体育連盟がガイドラインの「部活動への所属を強制しないようにする」に則した対応をしているかどうかをチェックする必要がある。そのためには、高体連規約や予算書などを確認しなければならなかった。それを怠り「部活動への所属を強制しないようにする」という文言の入った通知を出しておきながら、自ら出した通知を無視した団体の申請を受理し、補助金を交付するという自己矛盾を犯した。

第3-3として、上記の第3-2-(1)から(3)に示したように、申請団体の宮城県高等学校体育連盟が三つの点でコンプライアンスに反する行為を行っている団体であるのに、審査した側である教育庁保健体育安全課は適正な審査を行わず、結果として宮城県高等学校体育連盟に対し宮城県知事名で中・高等学校体育連盟強化活動費補助金として県民の税金から13,500,000円の支出をしたことは公益上適当ではない。

最後に第3-4として令和6年度に宮城県高等学校体育連盟に対して交付した13,500,000円の返金を求める。またガイドラインに則り強制的に加入させ、新入生から入会金を取ることをやめ、高体連の部活動に加入している生徒からのみ会費を取るように改めるまで補助金の交付を行わないことを求める、というのが趣旨である。

最後になるが13,500,000円の返金を行えば、普通は大変なことになるが、宮城県高等学校体育連盟は記念事業基金として4,670,182円、特別対策基金として26,345,899円の3千万円以上の基金を持っているので、支払いは可能であることを申し添える。

### (3) その他補足

直接この請求に関わることはないが、今回の当事者である高体連と教育庁の方について申し上げておきたい。高体連の事務局の方は、自分でやりたくてやっているわけではない。人事異動で、〇〇

〇〇に転勤になり、校長が会長、教頭が理事長、普通の教員の方が事務局長になるというように、本人の意思に関係なくさせられ、教育職として本来の仕事があるのにさらに事務局の仕事をやらされ、四苦八苦している。最近では2年交代。特に、今年は補足資料4にあるとおり、全員一斉に交代する、昔のことは誰もわからないということがあった。たぶん新しい方々は、前例踏襲でやるしかなかったのだろう。できればやりたくない、というのが本音だと思う。

教育庁も、ある日突然、補足資料5のように、文部科学省から新しい方針が決まったので実行するように、という通知が来る。しかも、財源も人材も提供されない。文部科学省からはやれと言われ、現場の校長からは無理ですと悲鳴を上げられ、板挟みになって大変な苦勞をしている。現場の先生方は夜遅くまで仕事をしていると言われるが、それよりも遅くまで電気が付いているのは教育庁だと言われている。ブラック部活、ブラック職場の最前線で働いている方々だ。本当に気の毒だ、本当に大変だと思っている。そのような職場環境に置かれていることも考慮していただきたい。

#### (4) 陳述における質疑

イ 第3-2-(3)のガイドラインに反しているのは、高体連、〇〇高校のどちらだと考えるか。

(回答)

高体連である。〇〇高校の〇〇がたまたま高体連の〇〇になっていたから〇〇高校のことを取り上げただけで、「高体連の入会金を取る」自体が問題。たぶん〇〇高校の〇〇は、初めてなって、自分が来た時にはもうその文書は誰かが出していたのかなと思う。4月1日に赴任してきたら、入学式前に出せという文書は全体に回っていた。本人がどう思ったかわからないが、私は知らないよ、というようなところがあったのではないかなと思う。

ロ 第3-2-(3)の「新入生からの入会金の徴収」について、加入については「新入生個人が高体連に入会する」ことを意図している、という認識か。

(回答)

そうだ。入会金は、一人当たりの入会金だから、個人を会員としてお金を取っている、という認識である。

ハ 補足資料1「今の法律として消費者契約法、個人情報保護法に抵触する可能性が高い」という記載について、具体的にどういったところで抵触するのではないかと考えるか。

(回答)

一つは、学校には高体連などいろいろな各種団体がある。そこに、いろいろな情報を提供するわけだが、その情報を提供するにあたっては、提供してもよいかわかりを立て、よい、ということを確認して、それに基づいて情報提供する、ということをやらなければならない。今一番問題になっているのは、例えばPTAもそうだが、勝手にPTAにして、個人情報を取り上げというわけにはいかないの、あくまでも提供してもよい、ということを確認すること。

それから、個人情報を得たからには、その個人情報を持っているところは、適正な管理をしなければいけないということになっているので、高体連の方でもしっかりと情報を適正に管理しているか。会員名簿などいろいろ持っている、そういうものも該当する。

もう一つ、消費者契約法というものができて、今までは学校関係のいろいろな団体はあまり関係なかったが、今度は例えば高体連のようなものも該当する。そうすると高体連が入会金をとるということになれば、加入契約だから、加入を確認しなければいけない。個人から徴収するにあたっては「あなたはちゃんと部活動に加入しますか。」ということを確認して「いいですよ」ということが確認されなければ契約は成立しない。だから勝手に入れてはいけない、ということになった。PTAもそう

今まで学校がやってきたことが、同じように「契約」となるので、そこをしっかりとっていないと、厳しい世の中になったのかなというふうに思っている。あくまでも加入は契約だから、お金を取るにあたっては、その契約をしっかりとしないと取れない。取らないと、問題になりますよ、ということになると思う。

(回答)

(回答)

ここに書いたように「先生方がズルするために」とか「自分の懐に入れようとしている」わけではなくて、それが無いとうまくいかない。一生懸命やっているが、時代が変わってきて、保護者の方もいろいろ、法律も変わる、だからそれに適応して行かないと、なかなか難しい世の中になっているの

で、その辺を考えてみる必要があるのではないか、ということで問題提起として考えた。

(5) 添付資料

- イ 補足資料1 令和3年7月14日付けで宮城県教育委員会高校教育課長宛にアンケートを依頼しているの、高体連の入会金、負担金のことを認識していた。
- ロ 補足資料2 宮城県職員措置請求書(2024年3月11日付け)
- ハ 補足資料3 令和6年4月23日付け宮監委第9号 宮城県監査委員通知
- ニ 補足資料4 宮城県高等学校体育連盟歴代事務局役員・略沿革
- ホ 補足資料5 令和4年12月27日付け4ス庁第1640号 スポーツ庁次長ほか通知

第6 監査の結果

1 監査対象箇所からの書面及び聴き取りによる確認

教育庁保健体育安全課から書面及び聴き取りにより確認した結果は、次のとおりである。

- (1) 令和6年9月24日付け宮城県職員措置請求書に対する反論等及び令和6年10月21日に実施された陳述に対する反論等

できる限り回答書の原文に即して記載する。

- イ <主張①> 申請された4月30日に評議員会は、まだ開催されておらず会長や予算は決まっていない。評議員会の審議をえていない申請書である。審議を受けていない申請書を受理し、その申請書をもとに補助金の交付を決定することはできない。(第3 措置請求の内容 2(1)の点)

<回答①>

- (イ) 中・高等学校体育連盟強化活動費補助金申請等については、「補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。)(以下「規則」という。)[中・高等学校体育連盟強化活動費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)[中・高体連強化事業実施に当たっての留意事項(以下「留意事項」という。)]で申請期限、申請に必要な書類等について定めている。

申請期限は、年度当初は多忙であるため、要綱別表で4月30日までと定めており、宮城県高等学校体育連盟(以下「高体連」という。)からは期限内の申請がなされている。

また、提出書類についても要綱第4及び留意事項に則り、交付申請書、事業計画書、収支予算書等を求めており、不備なく提出がなされている。

- (ロ) 提出された申請書等について、規則第3条及び要綱第3、第4に基づき、申請者の氏名、補助事業等の目的内容、金額等に誤り等がないか確認した上で、当課で作成している補助金交付事務に係る決裁時のチェックシートも用いて審査を行い、決定をしている。

- (ハ) 申請期限の関係上、令和6年度中・高等学校体育連盟強化活動費補助金(以下「令和6年度補助金」という。)申請は高体連評議員会(以下「評議員会」という。)の開催前になされている。評議員会の採決によっては、申請内容等に変更が生じる場合も想定されるが、その場合は要綱第5の規定により、内容等の変更を認めることとなる。

なお、評議員会開催前の令和6年度補助金申請にあたっては、申請前に会長(代行)、副会長、高体連事務局内で協議の上で、常任理事会・理事会で承認を得て申請をされ、評議員会で追認されているものと認識している。

- (ニ) 高体連は高校生のスポーツ活動に年間通して関わっているため、常任理事会・理事会であいさつしたり各種大会に同行したりするなど、県として高体連の活動状況や情報を共有しているため、不当な団体という認識はない。

上記4点の理由から、評議員会開催前に提出された令和6年度補助金申請の受領、審査、交付決定の行為は不当なものではないと考える。

ロ <主張②>申請者の会長代行〇〇〇〇は虚偽である。(第3 措置請求の内容 2 (2) イの点)

<回答②>会長に3月の人事異動等で変更が生じた場合は、年度はじめの事務事業を円滑に行うため、宮城県高等学校体育連盟規約(以下「規約」という。)上、会長の職務を代行する副会長が審議を行い、4月1日から評議員会まで〇〇〇〇の新しい校長に会長を代行委任してきた。

会長に変更が生じた場合の取扱いについては、高体連の「役員等選任の規則」(以下「内規」という。)に則り、会長代行という役職が適正であることを確認し、電話連絡でも確認を行っている。

なお、内規に変更等がなかったため、今年度は紙面による提出を求めていなかったものの、今後は、書面提出を求めていくこととしたい。

以上のことから、令和6年度補助金申請者名は虚偽とは捉えていない。

ハ <主張③>提出された「令和6年度高体連強化事業収支予算書」と「令和6年度歳入・歳出予算(案)」の内容が異なっている。(第3 措置請求の内容 2 (2) ロの点)

<回答③>当課では、補助金の対象となる「高体連強化事業」の予算について確認することが目的であるため、高体連の全ての会計を審査の対象としていない。これは、当該補助金に限らず補助金申請全般に行われている。

申請書に添付されている収支予算書には、競技団体拠出金や参加者負担金等が含まれているため、高体連の予算書と相違があることは確認しているが、その会計手法については高体連の考えによるものと捉えている。

なお、高体連では全ての競技専門部(以下「専門部」という。)の運営費や強化費の執行について、各専門部内で監査したものを、改めて高体連事務局が確認するダブルチェックを行っている。

ニ <主張④>補助金の申請を審査する教育庁保健体育安全課は、高体連がガイドラインの「部活動への所属を強制しないようにする」に則した対応をしているかどうかをチェックする必要があった。そのためには規約や予算書などを確認しなければならなかった。それを怠り、「部活動への所属を強制しないようにする」という文言の入った通知を出しておきながら、自ら出した通知を無視した団体の申請を受理し、補助金を交付するという自己矛盾を犯した。(第3 措置請求の内容 2 (3) の点)

<回答④>ガイドラインは、部活動に関する「めざすべき方向性を示したもの」であると捉えている。高体連がガイドラインにある「部活動への所属を強制しないようにする」に則した対応をしているかどうかについて、補助金申請に当たってはチェックを要しないと認識している。

また、審査に当たっては規約と内規について確認するとともに、予算書については補助金の対象となる「高体連強化事業」の予算書について求めており、高体連全体予算の確認は補助金交付申請上の確認項目とはしていない。

これらを踏まえて、補助金の交付に当たっては高体連がガイドラインを守っているかどうかの影響することはなく、したがって自己矛盾とはならない。

## (2) 委員監査及び事務局監査における主張等

イ 評議員会の審議を受けていない補助金交付申請書について(第3 措置請求の内容 2 (1) の点)

中・高等学校体育連盟強化活動費補助金申請等については、規則、要綱、留意事項で申請期限、申請に必要な書類等について定めている。

申請期限は、年度当初は多忙であるため、要綱別表で4月30日までと定めており、高体連からは期限内の申請がなされている。

また、提出書類についても要綱第4及び留意事項に則り、交付申請書、事業計画書、収支予算書等を求めており、所定の申請書類は不備なく提出がなされている。

提出された申請書等について、規則第3条、要綱第3及び第4並びに留意事項に基づき、申請者の氏名、補助事業等の目的内容、金額等に誤り等がないか確認した上で、当課で作成している補助金交付事務に係る決裁時のチェックシートも用いて複数の目で内容確認し、決定をしている。

本来であれば、高体連の最高議決機関に位置する評議員会で承認後に申請されることが望ましいが、年度末、年度初めに申請期限を設定していることや、4月の早い時期に強化事業が始まる関係上、補助金申請は評議員会の開催前になされており、評議員会の採決によっては、申請内容等に変更が生じる場合も想定されるが、その場合は要綱第5の規定により、内容等の変更を認めることとしている。

なお、評議員会開催前の補助金申請にあたっては、申請前に当時の会長、副会長、高体連事務局内で協議の上で、常任理事会・理事会で承認を得て申請をされ、評議員会で承認されているものと認識している。このことについては申請時に、申請の妥当性を確認する為、さらに申請の時期事情として、適格性を確認して申請事務を進めている。

高体連は、学校教育と関連付けて行われている部活動の生徒の成果発表の場を、学校教育と関連付けつつ、関連した外部大会として実施するとともに、すべての高校生に対してのスポーツを通じた活動に取り組み、学校が担う教育指導を学校の教育課程外において、さらに高める支援を行っていることを認識している。

また、当課としても、常任理事会・理事会の開会に参列して、高体連各機関の代表者にあいさつしたり、各種大会に同行したりするなど、県として高体連の活動状況や情報を共有しているため、不当な団体という認識はない。

以上の理由から、評議員会開催前に提出された補助金申請の受領、審査、交付決定の行為は不当なものではないと考える。

ロ 申請者の会長代行について（第3 措置請求の内容 2（2）イの点）

補助金は高体連に対して補助している。人事異動等により会長に変更が生じた場合の取扱いについては、高体連の内規に則った会長代行であることを確認し、会長の押印がされているか確認を行っている。

内規に関して、本来互選とは、「互いの中から選ぶこと」を指すが、高体連ではこれまでも「副会長の話合いにより選ぶ」という捉えで、互選という言葉を抑えており、内規においても、「互選」の後に「〇〇〇〇の在籍する学校長が代行することができる。」として、人事異動があった場合の実務実態に合わせて運用してきたと考えている。

内規については、この補助金は、令和2年度まで、当時のスポーツ健康課が所管していたスポーツ協会を通して補助しており、令和3年度から、庁内の組織改編により、保健体育安全課から補助するようになり、少なくとも前回の校長退職時、令和4年度の補助金申請時には作成されていたのを確認している。

なお、令和4年度に、内規を書面で確認したことはあるが、今年度については電話で確認をしており、書面では確認しなかった。

会長代行について、議事録等の文書では確認していない。内規に基づき選任、手続がなされたことを確認するため、書面で確認すべきだったと考える。

ハ 提出された収支予算書について（第3 措置請求の内容 2（2）ロの点）

この補助金については、高体連や専門部が、県内高校生スポーツの競技力向上のために、自主的に実施したいとする活動に対して補助している。それぞれの専門部が事業を実施して、そこに県が補助をしていることから、専門部の強化事業費の総額が、県の補助金を上回っていることを確認するため事業費全体の経費が確認できる書類を求めている。またどういう使途で使われているか、教員が事務

を執っており、生徒や保護者から集めているお金を扱っていることから、外側の関係経費についても全てチェックしている。また、高体連事務局だけでなく、当課もチェックしている。そのため、教員の不適切な使用がないように改めて見るために、総事業費に係るものを提出させている。

高体連に専門部は所属をしているが、この専門部は、県の競技団体とも一緒に活動している。

全ての高校生の活動として行うものは、高体連がまとめて予算決算をしている。今回の補助金は特に競技力の高い一部の子供たちをさらに伸ばすために要する経費で、全ての高校生に関わるお金ではない。その一部の競技力が高い子供たちに予算を充てて事業を展開するもので、高体連全体とは別に会計している。

専門部は、高体連の、例えば剣道専門部の場合、そこには県の剣道連盟や関わる生徒の保護者からの運営費・参加費などで強化を行っている部分と、高体連の活動として全部の生徒に対して還元する活動の、二つの側面を持っている。

強化事業を行っている39の専門部に対して、それぞれ高体連から県の補助金や強化事業に関わる補助金を振り分け、参加者負担金を合わせて別個に行っている。高体連の全体の会計と一緒にすると、それぞれの専門部で行っているものと高体連全体のものが入り混じってしまい整合性を示す時に計算が複雑になるため、あえて別個にしている。

全体を合算した資料だと、わかりにくいと思う。ただ、合算した資料の前に、それぞれの専門部が、使った費目等を全部チェックしているので、それを見れば、どのような配分になっているかわかる。

各専門部を分けて会計し、どこを指摘されても、ここの部分だとすぐ出せる状態に作られてきたが、その部分が欠けていた。正しくやってきたものが、正しく伝わっていなかった。

高体連は、全体の生徒に関わる運営費、その他に競技力の向上に要する経費がある。その両方の予算決算書を事務局に上げる。そもそも予算決算書は、それぞれの専門部の会計担当が確認をして、その後間違いないか強化委員長や専門委員長が一緒にもう一回確認し、その後専門部長（各校の校長先生）が確認して、その上で高体連の事務局に上がってきている。事務局でもう一回それをチェックしている。例えば、使途が不明なものがあれば、チェック直して、使ったところに聞いて分からない場合はすべて却下する。そういう状態で確認している。その後に当課に提出されチェックしている。使途不明金や、誤った使い方はほぼ100%ないと言い切れるくらいやっていると思う。

また、高体連は県の公社等外郭団体ではなく、運営補助している団体ではないため、強力な指導権限はないと考えている。しかし、加盟校が高校であり、構成員が教員や生徒であることから、学校教育活動に密接に関わっている団体であるため、一定範囲の指導・助言を行いながら進めていくことが必要だと考えている。

## ニ 国及び県のガイドラインと補助金審査について（第3 措置請求の内容 2（3）の点）

国のガイドラインは、各自治体が進むべき方向性を示しており、国が示した方向性に鑑み、県のガイドラインは、部活動に関する「めざすべき方向性」を示したものとなっている。部活動を行っているすべての学校は、この方向性に沿って欲しいと考えているが、それぞれの学校の実態は異なるため、ガイドラインに書かれているものすべてが法的規制として拘束するものではないと考えている。

例えば、体罰やいじめなどは、ガイドラインにも記載されているが、これは、ガイドラインとは別に遵守すべきものとして、別に文書通知などがなされているため、それにより特に遵守すべきものに当たると考えている。

入会金・会費の納入と部活動への加入は別であるため、ガイドラインに反しているとは捉えていない。ガイドラインは部活動に関する「めざすべき方向性を示すもの」であるため、仮にガイドラインに反しているとしても、補助金の交付決定の判断に影響を与えるものではない。

また、コンプライアンス違反など交付先に対する要件の審査はない。しかし、交付先として不適格

となる場合として、重大な法令違反等が考えられるが、その際は、違反や悪質性の程度、社会への影響等を総合的に勘案して判断することになる。

県としては、部活動に強制で加入させるということは考えていない。部活動は生徒たちが自主的に行うことが前提になることから、強制的に参加させることは、そもそも考えていない。

住民監査請求の中に、「部活動に強制的に加入させることがないようにする」とあるが、部活動の加入については学校がそれぞれ定めているので、高体連は関知していない。高体連とすれば、例えばスポーツをしている子供たちだけのための会費等を集めているのではなく、スポーツを見て楽しむとか、全ての高校生が、高校生のスポーツを通して様々なものを学ぶということを進めており、それに賛同いただければ、入会金や会費を納めてほしいということである。高体連としては、指導不足かもしれないが、必ず納めてほしいというのではなく、納めたくないということであれば、加入しない方も実際おり、一律に徴収するということはやっていない、と認識している。

高体連が出している文書は、任意加入だということが、読んですぐわかるようになっていないと、我々も感じた。それに関しては、助言等しながら改善を促していかなければならないと思う。このような話もあり、改善のお願いをしているところである。

また予算の使い途等については、スポーツをする受益者をどう捉えるかという見方もあり、例えば大会があつて、そこに選手として出ている人にしか還元されないという考え方は、これからのスポーツとしてはあまり良くない。スポーツ大会は、お金を払って見に行く文化もあり、応援したり、例えばスポーツ大会に参画をして運営をしたり、これは文化部の生徒たちが携わっても良い。現にここ5、6年、文化系の人たちの部活とコラボレーションし始めている。高体連の大会はスポーツをやっている人にだけに還元しているものではない。そこをしっかりと説明をして、理解を得ていくということが、足りないのかと思っており、その辺についても助言していきたい。

#### ホ 個人情報保護法関連について

高等学校においては、令和5年3月31日に「個人情報の保護に関する法律等の解釈及び運用基準について」を通知し、県行政機関同様に個人情報保護の観点に基づき対応しており、活動に必要な最低限の個人情報を、ルールの範疇で使用しているものと認識している。

#### ヘ 消費者契約法関連について

しっかり加入の同意を取りながら進めていくことが大事だと思っている。今は、高体連が学校に説明して、学校が生徒たちに説明をしながら同意を取っているということだが、消費者契約法等があるということをしっかり認識をしながら、それぞれから書面で確認を取りながら進めていくような対応が必要だと思っている。

#### ト 補助金申請時における改善について

今回、住民監査請求の趣旨はどうであれ、何かしらの指摘があつたことは真摯に受け止めたいと考えている。

当課の補助金の申請や審査等の手続きは、適格性を逸脱しているとは考えてはいないが、補助金申請や審査については、改めて疑義が生じないように、確認したい。特に、人事異動等により、高体連会長に変更が生じた場合の取扱いを明確に定めることにより、実際の手続きや役割を明確に示す必要がある。また、内規に関しても、その都度書面による提出を求め、社会的に指摘されることがないように実際の運用を改めることが必要と考えている。

さらに、当課が今年度は4月30日までを提出期限としている期限を、評議員会後の5月中旬頃への見直し等、検討する余地があると考ええる。

現在のやり方が、補助金について返還を実施する必要性に足らずとも、高体連としての団体の運営方法を、昨今の社会的な変化に対応した、新しい運営方法に向けて、必要な改善を助言していく。

#### チ 現状認識、改善の方向性について

新入生個人から一律に入会金を求めていることについては、この住民監査請求後、おかしい、ということ、高体連と共有はしており、来年度からおそらく廃止する方向で進んでいくのではないかと思います。

なぜこれまで入会金を取っていたかという、高体連は昭和23年から続いており、礼金的な感覚で、そういうものが残っていた。世の中の動きに合わせていくことについて今の運営スタッフの中ではそういう認識があるので、入会金についてはやめていく。各高校や高体連が、十分な説明を行っていないということが一番問題だと思っている。しっかり説明をして納得し参加していただくことが一番大事だと思っているので、そういう方向に進めていくのかなと思う。

生徒が高体連の活動に関係しなくなって、別な活動によりすごく伸びていく環境があれば、そちらで活動しても良いと思うが、一つの学校の組織など、いろいろな集団の中でお互いに高め合うことの機会を提供しているところでもあり、そこを高体連が、必要な価値を生徒たちや保護者、先生方にうまく説明をしていけるかということがポイントだと思う。

## 2 関係人（高体連）に対する調査の実施

高体連に対し、書面により調査を実施した。

できる限り回答書の原文に即して記載する。

### (1) 活動目的

高体連の活動目的を教えてください。

(回答)

本連盟は、高等学校における体育・スポーツの健全な普及発達を目的としており、高校生のスポーツ活動の推進を図るため、本連盟が主催するさまざまな大会や事業を通して、高校生がスポーツを「する」「みる」「支える」機会の創出に努めています。具体的には、大会に出場する高校生の活躍を提供する場だけではなく、出場する選手たちを応援したり、大会の運営に協力したりするなど、県内の加盟校全生徒を対象とする、「高校のスポーツ活動を通じた教育活動の一環」として捉え、事業を展開しています。（※資料1）

### (2) 会長代行関係（第3 措置請求の内容 2（2）イの点）

イ 令和6年度補助金交付申請に記載の「会長代行」という職名は規約に規定されていますか。第9条による「代行」と同じですか。規約でなければ何で定められていますか。

ロ 令和6年度補助金の申請者を会長代行〇〇〇〇とした理由や根拠、合意形成の手続等を教えてください。

(回答)

本連盟の規約には、「副会長が代行する。」とあり、補助金申請時の「代行」と同様です。但し、人事異動（3月）により、会長が退職した等の場合は、副会長が協議して、〇〇〇〇の校長に会長の責務を代行委任しており、内規にも定めております。

本連盟の役員は、高校教員で構成されており、会長、副会長、各専門部部長には、県内高校の学校等を充てておるため、年度末及び年度初めの校長としての業務が多忙のため、内規により、〇〇〇〇の校長が代行して進めております。（※資料3）

(3) 令和6年度補助金交付申請書（第3 措置請求の内容 2（2）ロの点）

イ 令和6年度補助金交付申請書について、評議員会の開催前に提出されていますが、申請書に添付した「令和6年度高体連強化事業収支予算書」の算出の内容、根拠を教えてください。

(回答)

本補助金は、県からジュニア期からの一貫した強化体制の構築を図るために、本連盟が競技力の高い特定の選手に対して実施する合宿、遠征及び練習会等の競技力向上対策事業に要する経費の一部を、補助していただいております。要綱では、県が、実施団体からの令和6年度補助金申請期限を4月30日までと定めているため、本連盟は4月中に期限内での申請をしております。本来、本連盟の評議員会で決裁した上で申請すべきところですが、年度当初に会議を実施することが極めて困難なため、本連盟組織内で役員による仮決裁を行った上で令和6年度補助金を申請し、5月初旬の評議員会に諮っているところです。なお、評議員会にて変更があった場合は、変更申請が県の要綱で認められておりますので、改めて申請を予定しています。

県に申請した予算の算出内容は、専門部が関係する、それぞれの県競技団体等からの拠出金や生徒からの収入を合算して事業を展開していることから、事業に係る全ての予算を計上し申請しております。（※資料2）

ロ 上記予算書の支出計38,652,526円と令和6年度評議員会資料の「令和6年度歳入・歳出予算（案）」の【歳出】の高体連強化事業費の予算額27,680,000円に一千万円以上の差額があります。高体連の令和6年度の当初予算に一千万円余の額が計上されていないように見えますが、その理由、根拠をお示しください。

(回答)

「令和6年度高体連強化事業収支予算書」は、県に強化費の令和6年度補助金申請するときの資料であり、「令和6年度歳入・歳出予算（案）」は、高体連評議員会資料である。下記のように内容が異なる性質であるため、金額に相違があります。

| 「令和6年度高体連強化事業収支予算書」における収入額の内訳 |              | 「令和6年度歳入・歳出予算（案）」における歳出額の内訳 |              |
|-------------------------------|--------------|-----------------------------|--------------|
| 県補助金                          | 13,500,000 円 | 県補助金                        | 13,500,000 円 |
| 高体連基礎活動費                      | 13,680,000 円 | 高体連                         | 13,680,000 円 |
|                               |              | 県スポ協補助金                     | 500,000 円    |
| 競技団体拠出金                       | 403,000 円    |                             |              |
| 参加者負担金                        | 10,593,610 円 |                             |              |
| その他                           | 475,916 円    |                             |              |
| 合計                            | 38,652,526 円 | 合計                          | 27,680,000 円 |

ハ 高体連の当初予算に計上されていない予算を含む予算案で補助金交付申請することを決めた高体連内の合意形成手続き、根拠となる規定や内規などあればお示しください。

(回答)

生徒個人やチームは、競技を取り組む上で、競技団体に登録し大会等に出場するための資格等が必要となる競技があります。強化事業を実施する上で、本連盟の各専門部の中には、県の競技団体との連携を図りながら、競技団体からの拠出金や生徒からの収入を合算した事業展開をしている専門部もあることから、本連盟の予算として計上してはおりませんが、県への申請には、県からの指導を踏まえ、各専門部が実施する強化事業全体の経費を計上し提出しております。（規定等：「高体連強化事業補

助金の手引」（以下「手引」という。）に各専門部が実施する強化事業全体の経費を計上する必要がある旨明記し、徹底しております。）

ニ 申請書の収支予算書の〈収入〉の「高体連基礎活動費」とはどのようなものですか。財源の内訳、根拠と合わせて教えてください。

(回答)

「高体連基礎活動費」は、ジュニア期からの一貫した強化体制の構築を図るために、本連盟が競技力の高い特定の選手に対して実施する競技力向上対策事業に要する経費の一部を、県の令和6年度補助金の他に本連盟の自主財源から、36専門部に対して一律380,000円を交付しているものです。内容は合宿、遠征及び練習会等の経費に充てております。

(4) ガイドライン関係(第3 措置請求の内容 2(3)の点)

イ 令和4年12月にスポーツ庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」及び、令和5年3月に宮城県が策定した「学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン第1版」について、高体連としてこのガイドラインはどのような位置づけになっていますか。また、このガイドラインには、「学校の設置者及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにする」旨記載されていますが、高体連としてこの部分については、どのような認識ですか。

ロ ガイドラインの位置づけや「部活動への強制加入」に関する高体連の考え、スタンス等について、高体連内及び加盟校に対し、どのように周知、共有を図っていますか。

(回答)

国や県が定めたガイドラインでの本連盟の位置づけは、スポーツ活動に継続して親しむことができる機会を確保するための役割を担う組織であると捉えております。但し、ガイドラインによる学校部活動の加入・非加入は、学校ごとに定めているため、本連盟が関知する立場ではないと認識しております。本連盟は、本連盟の活動方針や趣旨に賛同いただいた学校に対して加入いただいております。また、本連盟が主催するさまざまな大会や事業は、大会に出場する高校生の活躍を提供する場だけではなく、出場する選手達を応援したり、大会の運営に協力したりするなど、県内の加盟校全生徒を対象とした事業を展開しておりますので、加盟校全生徒からの納入をお願いしているところです。本連盟としましては、高校のスポーツ活動を通じた教育活動の一貫として捉え、多様な事業を展開しておりますので、国や県のガイドラインに沿った対応をしているものと認識しております。

ハ 実質的に全生徒から会費等の徴収を求めているのはなぜですか。そのことはガイドラインに照らして反していると考えますか。

(回答)

本連盟としましては、大会に出場する高校生の活躍を提供する場だけではなく、出場する選手たちを応援したり、大会の運営に協力したりするなど、県内の加盟校全生徒を対象とする、「高校のスポーツ活動を通じた教育活動の一環」として捉え、事業を展開していることから、加盟校全生徒からの会費等をお願いしております。国や県のガイドラインによる、部活動の加入・非加入とは異なった性質であると認識しております。

(5) 会費等徴収

イ 高体連の規約第19条に「本連盟の経費は加盟校よりの会費、入会金等をもってこれにあてる。」

旨規定されています。一方、高体連が令和6年4月3日付けで各高等学校長へ依頼した「令和6年度宮城県高等学校体育連盟会費等の納入について」の「1 納入内容」では会費や入会金の積算に在籍生徒数や新入学生徒数と記載されています。

各加盟校が高体連に納入する会費等相当額を、全生徒から徴収しているか、高体連関連の部活動に加入している生徒からのみ徴収しているか等、加盟校の状況をどの程度把握されていますか。

(回答)

加盟校の生徒数は把握しており、各校における会費等の相当額と納入額との相違がある学校については把握しておりますが、あくまでも任意加入であるため、加盟校への聞き取り調査や徴収の再依頼等はしておりません。

ロ 高体連として、推奨する徴収方法があれば教えてください。また、加盟校から徴収方法に関する問い合わせや相談対応された事例があれば教えてください。

(回答)

本連盟としましては、大会に出場する高校生の活躍を提供する場だけではなく、出場する選手達を応援したり、大会の運営に協力したりするなど、県内の加盟校全生徒を対象とした事業を展開しておりますので、その趣旨等に賛同いただき、加盟する全生徒からの納入をお願いしております。しかしながら、加盟校より相談があり、一部の保護者から趣旨等に賛同してもらえず会費を収めてもらえなかった事例はございます。

ハ 既に加入している加盟校に入会金を求めている理由を教えてください。また、入会金として実質的に全新生徒から徴収を求めている理由を教えてください。

(回答)

本連盟は、全国高等学校体育連盟に加盟し、全国組織として活動しております。主に新入会員からの徴収している入会金は、全国高体連への負担金に充てておりました。

また、入会金の徴収については、入会の手続きによる経費の他に、これまでの組織形成に係る礼金的な考え方で徴収してきた経緯があります。

しかし、「入会金」という考え方は、時代の経過とともに合わなくなっているところも理解しておりますため、次年度以降の入会金の徴収は行わないことを、現在、検討しているところです。

ニ 高体連が各高等学校長宛てに「令和6年度宮城県高等学校体育連盟会費等の納入について」を依頼したのは、令和6年4月3日となっています。令和6年4月3日付けの依頼よりも前に、加盟校へ令和6年度の会費及び入会金をお知らせした事実があれば、その内容についてお示しください。

(回答)

これまで加盟校から、「入学後の円滑な準備の都合や学校事務の手続きの関係上、事前に会費等の金額を教えてもらいたい。」旨の相談が多く寄せられてきていたことから、本連盟事務局より一括して全加盟校に対して、会費等の金額や大会開催日の予定をお知らせしており、今年度は令和6年1月4日付にて通知しております。(※資料4)

ホ 高体連の規約第19条に会費・入会金は評議員会で決定すると規定されていますが、令和6年度の会費及び入会金はいつの評議員会で決定したのか教えてください。

(回答)

前回、会費の金額を改訂した、令和3年5月12日の令和3年度評議員会にて決定しております。以降、会費等の額の変更はしておりませんので、評議員会の協議事項として扱わず、予算案にて提案

をしております。（※資料5）

へ 評議員会決定前に額を提示しているなど日付等に矛盾がある場合、そのような取扱となっている理由を教えてください。また、団体諸規程（内規含む）があれば写しを添付願います。

高体連では各加盟校の徴収の時期や方法、保護者への通知や説明についてご存じですか。また、推奨している通知、説明及び徴収方法等があれば教えてください。

（回答）

会費等の額の変更等がないことも踏まえ、各校での年度初めの集金が4月当初であることから、加盟校には、本連盟の趣旨や目的等を理解していただいている上で、事前周知を進めております。加盟校から保護者への説明には、理解や賛同に対する一定の期間が必要であると認識しておりますので、今後、周知方法等について改善を図って参ります。

ト イの令和6年4月3日付けで各高等学校長へ依頼した「令和6年度宮城県高等学校体育連盟会費等の納入について」の本文2行目の「別紙」を提出願います。

（回答）

資料1：令和6年度宮城県高等学校体育連盟会費の徴収について

#### （6）他団体の動向等

イ 令和5年4月19日の新聞において、仙台市中学校体育連盟は保護者が負担金の徴収に応じない場合、返金に応じることを明らかにしたとの報道がありましたが、現在、高体連において、保護者が会費等の徴収を望まない場合、返金に応じていますか。（関連する団体諸規程（内規含む）があれば写しを添付願います。）また、一律全員から徴収する事について改善に取り組んでいることや、検討していることがあれば教えてください。

（回答）

今年度の会費納入のお願いについては、4月3日付けにて各加盟校に通知しており、加盟する学校より、通知内容に記した本連盟の趣旨等を保護者等に説明していただきながら、当該年度の5月1日付け時点での在籍数分の徴収をお願いしております。しかし、趣旨等に賛同してもらえず会費を収めてもらえないケースはございますし、返金の要望にも対応することとしています。次年度以降の徴収方法等については、現在、検討を進めている状況です。

ロ 加盟校が生徒からの会費、入会金の徴収方法や徴収する際の説明、同意について、高体連としての考え方を加盟校に対して示しているものはありますか。

（回答）

加盟校には、年度初めに会費等の納入についての依頼文書とともに、会費徴収の趣旨等についての説明文書を添付し周知しており、加盟校から保護者等への周知をお願いしております。（※資料1）

ハ 他の都道府県高等学校体育連盟の会費、入会金徴収の取扱について、把握していることがあれば教えてください。特に生徒が会費等の徴収を望まない場合の取扱をご存じであれば教えてください。

（回答）

他の都道府県高等学校体育連盟の会費、入会金の取扱についての状況については、東北各県も含め、全国的に加盟校全生徒が納入対象者であると認識しております。

#### （7）添付資料

資料１：令和６年度宮城県高等学校体育連盟会費の徴収について

資料２：令和６年度宮城県高等学校体育連盟高体連強化事業補助金の手引

資料３：役員等選任の規則（内規）

資料４：令和６年度宮城県高等学校体育連盟会費・入会金及び第７３回宮城県高等学校総合体育大会の主会期について

資料５：令和３年度宮城県高等学校体育連盟評議員会資料

資料６：令和５年度宮城県高等学校体育連盟評議員会資料

資料７：令和６年度宮城県高等学校体育連盟評議員会資料

資料８：令和５年度宮城県高等学校体育連盟第３回常任理事会・理事会資料

### ３ 事実関係の確認

#### （１）令和６年度補助金について

##### イ 趣旨

県は、競技力向上に向けたジュニア期からの一貫した強化体制の構築を図るため、高体連が行う競技力向上対策事業に要する経費について、高体連に対し交付するもの。

##### ロ 補助対象経費

高体連が実施する練習会、合宿及び遠征等に係る選手及び指導者の交通費、宿泊費、会場使用料及び競技用消耗品費等への助成に要する経費

##### ハ 交付状況等

令和６年度補助金の交付等は、高体連に係る令和６年度補助金交付申請書は、補助金申請額１３，５００，０００円とし、事業計画書、収支予算書、事業計画一覧表及び事業計画書・実施報告書を添付の上、令和６年４月３０日付けで高体連会長代行〇〇〇〇から知事に対して提出された。知事は同年５月１４日付けで高体連会長〇〇〇〇に対して令和６年度補助金１３，５００，０００円交付する旨の決定を通知し、同年６月２０日、規則第１５条並びに要綱第８及び第９の規定に基づき１３，５００，０００円を概算払した。

##### ニ 交付の決定に係る審査等

令和６年度補助金の交付決定に係る審査について、交付申請書の提出書類、申請日、申請者、申請額及び事業計画等の内容に問題がないか、補助金交付事務に係る決裁時のチェックシートを用いて複数の目で確認するなどして、審査を行い交付決定されていた。

なお、概算払に伴うヒアリングや現地調査に関する記録については、実施日等の担当者メモは残されていたが、概算払の施行伺への記載が漏れているなど、書類整備上の不備は認められたが、いずれも軽微なものだった。

##### ホ 規則（抜粋）

（補助金等の交付の申請）

第三条 補助金等の交付の申請（契約の申込を含む。以下同じ。）をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した補助金等交付申請書（契約の申込にあつては、契約に関する書類）を知事に対しその定める期日までに提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所

二 補助事業等の目的及び内容

- 三 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
  - 四 その他知事が必要と認める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 事業計画書
  - 二 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類
  - 三 工事の施行にあつては実施設計書
  - 四 その他知事が必要と認める書類
- 3 前項の規定にかかわらず、知事は、同項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その添付を省略させることがある。
- (補助金等の交付の決定)
- 第四条 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金等を交付することが適当と認めたときは、速やかに、補助金等の交付の決定(契約の承諾の決定を含む。以下同じ。)をするものとする。
- 2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付を決定することがある。
- (補助金等の交付の条件)
- 第五条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。
- 一 補助事業等の内容の変更又は補助事業等に要する経費の配分の変更(知事の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けること。
  - 二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項
  - 三 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
  - 四 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等遂行が困難となつた場合においては、速やかに、知事に報告してその指示を受けること。
- 2 知事は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべき旨の条件を付することがある。
- 3 知事は、前二項に定めるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を付することがある。
- 4 補助事業者等は、間接補助金等を交付する場合において、前三項の規定により知事が補助金等の交付の決定に条件を付したときは、間接補助事業者等に対し、これを遵守するために必要な条件を付さなければならない。
- (決定の通知)
- 第六条 知事は、補助金等の交付を決定したときは、速やかに、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。
- (略)
- (補助金等の額の確定等)
- 第十三条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助

事業者等に通知するものとする。

(略)

(補助金等の交付)

第十五条 知事は、第十三条の規定による補助金等の額の確定後において補助金等を交付するものとする。ただし、知事は、補助事業等の遂行上必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することがある。

(決定の取消し)

第十六条 知事は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この規則又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 知事は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第六条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第十七条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 知事は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消しが前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者等の申請により、返還の期限を延長することがある。

## へ 要綱 (抜粋)

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は別表のとおりとする。

第4 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他参考となる資料

(交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費総額の20%以内の配分の変更を行う場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第3号により知事の承認を受けること。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

ト 留意事項（抜粋）

1 提出期限及び提出書類について

(1) 交付申請

| 提出期限         | 提出書類                                                                                                                                                                     | 対象 |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 令和6年4月30日（火） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付申請書（様式第1号）</li> <li>・ 事業計画書（別記様式1）</li> <li>・ 収支予算書（別記様式2）</li> <li>・ 事業計画一覧表（別記様式3）</li> <li>・ 事業計画書・実施報告書（別記様式4）</li> </ul> |    |

(2) 実績報告書

（略）

2 補助対象経費及び根拠書類について

〈共通事項〉

各連盟の組織的な強化推進事業位置づけられた強化事業を対象とし、事業の実施に真に必要な経費のみに補助金を充当すること。日常的な練習（部活動）への補助、選手個人への練習等への補助ではなく、例えば期間を設けた強化練習会、強化合宿や遠征等に補助金を充当すること。

| 経費区分    | 留意点                                                                                                                                                                   | 根拠書類                                                                                                                                                        |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 交通費     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○選手、監督（コーチ）等の事業実施に必要な交通費及び宿泊費のみに補助金を充当すること</li> <li>○支給基準は補助事業者の旅費規程等によるが、最も安価な経路で積算するなど、妥当かつ適正な額にすること</li> </ul>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○旅費受領書または有料道路等領収証の写し</li> <li>○旅費単価の根拠を示す資料（団体旅費規程等）</li> <li>○公共交通機関の料金表（金額や経路が分かるもの）<br/>（例）駅すばあとの印刷画面）</li> </ul> |
| 宿泊費     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○航空機に搭乗した際のマイレージ・ポイント等の個人の特典は、その取得を自粛すること</li> </ul>                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○航空券の半券及び旅行会社等からの領収書</li> <li>※自家用車を利用した者に対する旅費で、単価が定められている場合は移動距離を明らかにすること</li> </ul>                               |
| 借損料・賃借料 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業実施のために真に必要なものであるかについて、留意すること</li> </ul>                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○使用許可証又は納品書及び請求書・領収書の写し<br/>（詳細が分かるもの）</li> </ul>                                                                    |
| 競技用消耗品  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○単価5万円未満のもので、個人に帰属するもの（シューズ、ユニフォーム等）を除く</li> <li>○交付決定額の30%を上限とする</li> <li>○購入等の際に発生するポイントの取得等による個人の特典は、その取得を自粛すること</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○納品書・請求書・領収書の写し<br/>（詳細が分かるもの）</li> </ul>                                                                            |

チ 令和6年5月14日交付決定通知書に記載された交付の条件

2 条件

- (1) 補助金の対象となる事業は申請書記載のとおりとし、目的以外に使用してはならない。
- (2) 補助事業を変更、中止又は廃止する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更にあつては、この限りではない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) この補助金の使途が不相当と認められるときは、この指令を取り消し、補助金の一部又は全額の返還を命ずることがある。
- (5) 補助事業者は、事業終了から1か月を経過した日又は令和7年3月17日のいずれか早い日までに補助事業等の成果を記載した実績報告書に係る書類を添えて知事に提出しなければならない。

リ 令和5年度高体連強化事業実績報告

高体連に係る令和5年度高体連強化事業実績報告書は、補助金充当額13,471,600円とし、事業報告書、収支決算書、事業実績一覧表、実施報告書、実施報告書・個票、証拠書類の写し、事業実施要項及び参加者名簿を添付の上、令和6年3月31日付けで高体連会長から知事に対して提出された。

県は補助金交付事務に係る確認用チェックリストを用い、ヒアリング及び領収書などの証拠書類を確認の上、実績を確認していた。知事は同年4月30日、補助金の確定額を13,471,600円とし、超過交付額28,400円の返還を命じる旨通知している。

ヌ 額の確定に係る審査等

リの令和5年度高体連強化事業実績報告を受け行った額の確定に係る書類の審査及び現地調査について、実績報告の提出書類、記載内容、報告日、報告者、報告額及び実績確認書類等の内容に問題がないか、補助金交付事務に係る決裁時のチェックシート及び補助金交付事務に係る確認用チェックリストを用いて複数の目で確認するなどし、適宜ヒアリングも行われ、審査が行われていた。現地調査や写真確認及び証拠書類等の確認の記録は整備されており、履行確認も行われていた。しかし、補助対象経費総額の20%を超える経費の配分の変更があったが、要綱第5に規定する計画変更承認申請の手続きが取られていなかったことが確認された。本来、補助事業者はあらかじめ承認の申請を知事に行い承認を受けることが求められているが、その手続きが行われていなかった。保健体育安全課は、変更承認の手続きを経ず、実績報告を受理し、額の確定を行っている。

なお、提出された実績報告書等については、事業全体の経費に係る書類等を確認し、いずれも要綱等に照らして妥当な内容であることを確認しており、補助金の額の確定への影響は認められなかった。

(2) 評議員会の審議を受けていない補助金交付申請書について(第3 措置請求の内容 2(1)の点)

イ 令和6年5月7日に開催された令和6年度評議員会(第6-2-(7)関係人調査資料7関連)の協議事項「令和6年度高体連役員(案)」において、会長を〇〇〇〇とすること、協議事項「令和6年度歳入・歳出予算案(案)」において、令和6年度補助金関連として、【歳入】高体連強化事業補助金、13,500,000円とし、その摘要欄に「保健体育安全課より」と記載されていたものが承認されていた。

ロ 令和6年3月18日に開催された令和5年度高体連第3回常任理事会・理事会(第6-2-(7))

関係人調査資料8 関連) の協議事項「令和6年度高体連強化事業費配分(案)」において、総額27,180,000円のうち県補助金13,500,000円(見込)とすることが承認されていた。

ハ 規約(抜粋)

第15条 評議員会は会長これを招集し次の事項を審議決定する。

1. 予算及び決算
2. 行事に関する事項
3. その他重要な事項

評議員会の決議は参与会の指導を得るものとする。

第16条 理事会は会長これを招集し、会務の運営に当たる。

支部長、専門部長並びに監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

第17条 常任理事会は会長これを招集し、緊急な会務を処理し理事会に報告する。

第18条 会長は評議員会、理事会、常任理事会の議長となる。

(3) 申請者の会長代行について(第3 措置請求の内容 2(2)イの点)

イ 規約(抜粋)

第9条 会長及び副会長は参与会の推薦をうけ、評議員会で推たいする。

会長は、本連盟を代表し会務を統轄する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

ロ 内規(抜粋)(第6-2-(7)関係人調査資料3 関連)

2 役員等の選任

(3) 役員が退職またはその他の理由で不在となる場合は、以下のとおりとすること。

- ①会長不在の場合は、副会長が職務を代行する。ただし、通知文書等、事務に関することについては、副会長の互選により、〇〇〇〇の在籍する学校長が代行することができる。

(4) 提出された収支予算書について(第3 措置請求の内容 2(2)ロの点)

イ 手引(第6-2-(7)関係人調査資料2 関連)は、高体連事務局が作成したもので、令和6年度補助金に関して各専門部が行う処理フロー、補助対象経費、執行上の注意点及び支出の証明方法、提出書類の記載例・作成例及び注意事項等が24頁にわたり記載されている。また、事業計画書・実績報告書共通の様式を示し、実績報告書の作成方法の解説において、経費の欄には事業全体の経費を計上すること」を求めている。

(5) 国及び県のガイドラインと補助金審査について(第3 措置請求の内容 2(3)の点)

イ 令和4年12月27日付けでスポーツ庁次長ほかから県に、国ガイドライン「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の策定及び学校部活動の地域連携・地域移行に関する関連制度の運用について、通知されている。また、同ガイドライン等の通知があった旨を令和5年1月5日付けで教育長から各県立学校長へ通知している。

(令和4年12月27日付けスポーツ庁次長ほか通知(抜粋))

今回の改革の趣旨等やガイドラインに関する留意事項、関連する諸制度の運用に当たっての留意事項は下記のとおりですので、これらを参考に対応いただきますようお願いします。

(国ガイドライン (抜粋))

本ガイドライン策定の趣旨等

- 本ガイドラインは、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を示すものである。

- ロ 令和5年3月27日付けで教育長から県立学校長に、県ガイドライン「学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン第1版」について、策定した旨等を通知している。

(令和5年3月27日付け教育長通知 (抜粋))

このことについて、令和4年12月27日付け4ス庁第1640号「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの策定及び学校部活動の地域連携・地域移行に関する関連制度の運用について」の通知を受け、本県の部活動及び地域クラブ活動の在り方を示す「学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン第1版」を策定しました。

つきましては、各県立学校においては、下記資料を参考に、「学校の部活動に係る活動方針」を改定し、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動となるよう新しい環境作りに御活用願います。

(県ガイドライン (抜粋))

前文

＝本ガイドラインについて＝

国のガイドラインを参酌し、これまで、県が示してきた取扱を本ガイドラインに統合して、本県の今後の部活動及び地域クラブ活動の在り方を示します。

本文は、「Ⅰ 学校部活動の方針」に学校部活動と地域クラブ活動における中学生の育成の方針を、「Ⅱ 新たな地域クラブ活動の方針」に新しい地域活動の在り方を、「Ⅲ 学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」に今後の体制づくりの在り方を、最後に「Ⅳ 大会等の在り方」を記しています。国のガイドラインと併せてご活用ください。

なお、長きに渡り培われた学校における部活動を地域活動に移行するに当たっては、今後も様々な工夫や改善が必要となることから、本ガイドラインは「第1版」としてWEB版(電子データ)で作成し、国の施策や県内における地域移行の進行状況を踏まえ、適時必要な更新を行います。

## (6) その他

- イ 令和6年4月3日付けで高体連会長代行から関係各高等学校長へ依頼した「令和6年度宮城県高等学校体育連盟会費等の納入について」の別紙「令和6年度宮城県高等学校体育連盟会費の徴収について」(第6-2-(7)関係人調査資料1関連)には、「会費徴収の趣旨」として、高校生のスポーツ活動の推進を図るため、加盟校の全生徒を対象にその教育活動に寄与することを目的として、会費等を徴収する旨記載されているとともに、下記高体連運営指針が示されている。

宮城県高等学校体育連盟運営指針(令和4年度～令和8年度)

### 1 高校生のスポーツ活動の推進

(1) 高校総体等、大会の開催をとおして、高校生がスポーツを「する」「みる」「支える」機

会の創出に努める。

- (2) 高体連年鑑の発行やホームページでの大会結果の掲載等、県内高校生の活躍を積極的に発信することで、スポーツを「みる」「支える」機運の醸成を図る。

## 2 諸活動の適正化の推進

- (1) 適切な大会開催日の設定と諸会議の精選及び活動日数の適正化に努める。
- (2) 大会開催費や運営費の工夫・改善と適切な会計処理の推進に努める。
- (3) 県新人大会の集中開催の推進に努める。
- (4) 諸大会等における危機管理の徹底に努める。

## 3 競技力の向上

- (1) 関係団体と連携し、競技力向上対策に向けた工夫・改善に努める。
- (2) 指導者研修会等を通して、運動部活動指導者の資質向上を図る。
- (3) リーダー養成講座等を通して、各校運動部の充実を図る。

ロ 令和6年1月4日付け事務連絡「令和6年度宮城県高等学校体育連盟会費・入会金及び第73回宮城県高等学校総合体育大会の主会期について」（第6-2-(7) 関係人調査資料4 関連）により、高体連事務局から全日制加盟高等学校担当者へ、令和6年度の会費及び入会金の額等が通知されていた。

ハ 令和3年5月12日に開催された令和3年度宮城県高等学校体育連盟評議員会（第6-2-(7) 関係人調査資料5 関連）の協議事項「全日制会費値上げについて（案）」において、令和4年度より会費を800円とすることが承認されていた（令和6年度会費と同額）。

## 第7 判断

### 1 監査の対象について

住民監査請求については、違法又は不当な財務会計上の行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合も対象となるものとされており、「「相当の確実さをもって予測される場合」とは、当該財務会計上の行為にかかわる諸般の事情を総合的に考慮して、当該行為が違法になされる可能性、危険性が相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えている場合をいうと解するのが相当である。」（福岡高等裁判所 平成12年6月29日判決、平成11年（行コ）第32号）とされている。

請求人は、「またガイドラインに則り、強制的に加入させ新入生から入会金をとることをやめ、高体連の部活動に加入している生徒からのみ会費をとるように改めるまで、補助金の交付を行わないことを求める」（以下「後段」という。）としており、請求日以降に交付される中・高等学校体育連盟強化活動費補助金の支出は違法又は不当であると主張するものと解される。

しかしながら、請求人の主張は、請求書に添付された令和6年度補助金の申請手続きや審査、支出等を根拠にするものであって、これらの支出等が、その行われる将来の時点において違法又は不当に行われる可能性が相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えている理由を摘示したものと認めすることはできない。

したがって、本件措置請求のうち、後段の支出に関する措置を求める部分については不適法な請求と言わざるを得ない。

よって、以下その余の部分について判断することとした。

### 2 令和6年度補助金について

令和6年度補助金は、規則の適用を受けるものであり、規則第4条第1項においては、補助金の審査及

び交付決定に当たっては、「当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金等を交付することが適当と認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。」とされている。

また、規則第13条により補助金の額については、「実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。」とされている。

これらを踏まえ、令和6年度補助金の交付決定の手続きが適正になされたかについて、以下のとおり判断する。

(1) 評議員会の審議を受けていない補助金交付申請書について(第3 措置請求の内容 2(1)の点)

請求人は、申請された令和6年4月30日に評議員会はまだ開催されておらず、会長や予算は決まっていない。評議員会の審議を受けていない令和6年度補助金交付申請書を受理し、その申請をもとに補助金の交付決定をすることはできない旨主張している。

これに対し、県は、評議員会前の補助金申請にあたっては、令和6年3月18日に高体連の常任理事会・理事会で承認を得て申請され、評議員会で追認されているものと認識している旨主張している。また、「評議員会の採決によっては、申請内容等に変更が生じる場合も想定されるが、その場合は要綱第5の規定により、内容等の変更を認めることとなる。」と主張している。

この点について、両者の主張を踏まえ関係書類等を確認したところ、令和6年3月18日に開催された高体連の常任理事会・理事会において、「令和6年度高体連強化事業費配分(案)」として、県補助金については、令和5年度と同額の見込みとして13,500,000円の案とする等について審議され承認されていた。規約第15条によれば、高体連の予算に係る審議決定は評議員会によりなされることとなるが、令和6年度補助金交付申請に関して、評議員会に次ぐ会議体において意思決定がなされていることが確認された。

なお、常任理事会・理事会で承認された補助金の額は、県に提出された令和6年度補助金交付申請書に記載の補助金申請額とも一致している。

また、規則第5条及び同条1項1号によれば、「知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。」「補助事業等の内容の変更又は補助事業等に要する経費の配分の変更(知事の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けること。」とされている。また、要綱第5(1)においても「補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、様式第2号により知事の承認を受けること。」とされている。知事が令和6年5月14日付け宮城県(教)指令第39号により高体連に対して通知した補助金交付決定通知には、「補助事業を変更、中止又は廃止する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更にあつては、この限りではない。」と交付の条件が記載されており、補助金交付決定後における内容等の変更が認められている。したがって、仮に交付決定後の評議員会で補助金交付申請書と異なる内容が承認された場合であっても、計画変更承認申請により、評議員会において承認された内容に変更され得ると言える。

よって、評議員会の審議を受けていないことをもって補助金交付申請書の受理及びその申請をもとに補助金の交付決定をすることはできないとまでは言えず、請求人の主張には理由がない。

なお、令和5年度中・高等学校体育連盟強化活動費補助金の額の確定に係る審査において、計画変更に関する事務処理の一部不備が見受けられた。この不備が令和6年度補助金に影響を及ぼすものではないが、令和6年度補助金の額の確定に係る審査にあたっては、改善が必要である。

(2) 申請者の会長代行について(第3 措置請求の内容 2 (2) イの点)

請求人は、高体連から令和6年4月30日に提出された令和6年度補助金交付申請書には申請者名として会長代行〇〇〇〇と記載されているが、規約第9条によれば「副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。」とされており、副会長の職にない〇〇〇〇は会長代行になれないため、申請書の内容が虚偽であり、虚偽の申請書をもとに審査が行われた補助金交付は不当である旨主張している。

これに対し、県は、「会長に3月の人事異動等で変更が生じた場合は、年度はじめの事務事業を円滑に行うため、規約上、会長の職務を代行する副会長が審議を行い、4月1日から評議員会まで〇〇〇〇の新しい校長に会長を代行委任してきた」との認識を述べており、「会長に変更が生じた場合の取扱いについては、高体連の内規に則り、会長代行という役職が適正であることを確認しており、交付決定の審査では、会長印が押されているかも確認している」旨主張している。

これらの点について、両者の主張を踏まえ関係書類等を確認したところ、高体連が定めた内規2(3)①によれば、「役員が退職またはその他の理由で不在となる場合」のうち、「会長不在の場合は、副会長が職務を代行する」とした上で、「通知文書等、事務に関することについては、副会長の互選により、〇〇〇〇の在籍する学校長が代行することができる。」とされており、令和6年3月31日付けで会長である当時の〇〇高校の〇〇が退職となったことから、高体連はこの内規に基づき、〇〇〇〇である〇〇高校の新たな〇〇となった〇〇〇〇が補助金交付申請事務にかかる会長代行として補助金交付申請書を提出していた。

なお、内規に記載の「互選」については、本来、「副会長の中から選ばれる」という趣旨になるところだが、高体連においては、「副会長の話し合いにより選ぶ」という意味合いで「互選」という言葉を捉えており、審査する県も高体連の認識を把握していた。

内規2(3)①の文全体から見て、「副会長の互選により」に続けて、「〇〇〇〇の在籍する学校長が代行することができる。」としていることから、ここでいう「互選」は「副会長の話し合いにより選ぶ」という意味で用いられていると認められる。

県においては、令和6年度補助金交付申請書及び添付書類等をもとに規則及び要綱等に基づく審査が概ね適切に行われており、令和6年度補助金審査において申請者会長代行〇〇〇〇が高体連の定めた内規等に基づき選任された会長代行であることを確認している。

したがって、申請者である会長代行が規約に定める副会長ではないことをもって、会長代行〇〇〇〇により申請された令和6年度補助金交付申請書の内容が虚偽であるとまでは言えないことから、当該申請書をもとに審査が行われ令和6年度補助金を交付したことが不当とまでは言えず、請求人の主張には理由がない。

(3) 提出された収支予算書について(第3 措置請求の内容 2 (2) ロの点)

請求人は、提出された令和6年度補助金に係る「令和6年度高体連強化事業収支予算書」と、高体連の評議員会に提出された「令和6年度歳入・歳出予算(案)」の内容が異なっており、令和6年度補助金額の算出基礎となった令和6年度高体連強化事業収支予算書が虚偽であり、虚偽の申請書をもとに審査が行われた補助金交付は不当である旨主張している。

これに対し、県は、「補助金交付における審査は、補助の対象となる事業の予算について確認することが目的であり、高体連の令和6年度歳入・歳出予算については、審査の対象としていない」旨述べており、また、「高体連に対する強力な指導権限はないと考えている」「会計手法については高体連の考えによるもの」との認識を示している。

また、県では補助金交付申請の審査に当たり、各専門部の事業計画を確認し、対象外経費に補助金が充当されていないか等のチェックをしている。さらに補助事業終了後、実績報告の審査において、

各強化事業全体の経費を裏付ける証憑書類等の提出を求め、個々の事業内容が補助要件を満たしていることを確認するなどして、補助事業が適切に実施されたことを確認している旨述べている。

この点について、両者の主張を踏まえ関係書類等を確認したところ、令和6年度補助金に係る審査については、提出書類及び添付書類等をもとに規則及び要綱等に基づく審査が概ね適切に行われていた。また、令和5年度中・高等学校体育連盟強化活動費補助金については、実績報告において強化事業全体の経費を裏付ける証憑書類等が提出され、これを審査して補助金の額の確定及び精算が行われていた。

また、高体連においても、県の指導を受け、各専門部に対して、実績報告において強化事業全体の経費を計上することを求めた「手引」を作成・配布しており、当該補助事業の事務処理に係る透明性を確保するため、一定の統制が図られていることを確認した。

実績報告に関する審査に関しては、令和5年度中・高等学校体育連盟強化活動費の実績報告に係る審査の状況を確認したところ、計画変更に伴う必要な事務処理などの不備が認められたものの、補助金の審査は概ね適切に行われていた。

したがって、令和6年度補助金交付申請の収支予算書と高体連の「令和6年度歳入・歳出予算(案)」の内容が異なっていることをもって収支予算書が虚偽であるとまでは言えず、当該申請をもとに審査が行われた補助金交付は不当であるとする請求人の主張には理由がない。

#### (4) 国及び県のガイドラインと補助金審査について(第3 措置請求の内容 2(3)の点)

請求人は、教育庁保健体育安全課は高体連が国及び県のガイドラインの「部活動への所属を強制しないようにする」という趣旨に則した対応をしているかどうかをチェックする必要があるが、自ら示したガイドラインを無視した高体連の申請を受理し、補助金を交付したことは公益上適当ではないという主旨の主張をしている。

これに対し、県は、「交付先に対する要件の審査はない」とした上で、「重大な法令違反等が認められた場合などにおいて、違反や悪質性の程度、社会への影響等を総合的に勘案して交付しない判断をする場合もある」とも述べている。

また、「入会金・会費の納入と部活動への加入は別であるため、ガイドラインに反しているとはとらえていない」「ガイドラインは、部活動に関する「めざすべき方向性を示したもの」となっている。部活動を行っているすべての学校は、この方向性に沿って欲しいと考えているが、学校それぞれの教育目標や学校生徒の実態は異なるため、ガイドラインに書かれているものすべてが法的規制として拘束するものではないと考えている。」「補助金の交付に当たっては高体連がガイドラインを守っているかどうかの影響することはない」「仮にガイドラインに反しているとしても、補助金交付決定の判断に影響を与えるものではない」と主張している。

なお、関係人調査において高体連は、「ガイドラインによる学校部活動の加入・非加入は、学校ごとに定めているため、本連盟が関知する立場ではない」との認識を示すとともに、「連盟が主催するさまざまな大会や事業は、大会に出場する高校生の活躍を提供する場だけではなく、出場する選手達を応援したり、大会の運営に協力したりするなど、県内の加盟校全生徒を対象とした事業を展開しているため、加盟校全生徒からの納入をお願いしている」と主張している。

この点について、両者及び関係人の主張を踏まえ関係書類等を確認したところ、規則第16条では「補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この規則又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。」と、交付決定した補助金の取消しについて規定されているが、交付申請時の申請団体に対する審査要件は定められていない。また、国及び県のガイドラインの遵守が令和6年度補助金交付の要件にもなっておらず、申請団体が当該ガイドラ

インに則した対応をしているかどうかは、令和6年度補助金交付の判断に形式的に及ぶものではない。

他方、補助金を交付することが不適当と認める事由がある場合には、規則第4条の規定に基づき、交付しないという判断は成立し得ると考えられる。

令和6年4月3日に高体連から各学校に依頼した文書に、会費徴収の趣旨として、「高校生のスポーツ活動の推進を図るため、加盟校の全生徒を対象にその教育活動に寄与することを目的として、会費等を徴収する」旨記載されており、部活動の加入・非加入を求める記載は見当たらない。また、趣旨等に賛同しない一部の保護者から会費が納められなかった事例もあるほか、高体連によれば、「返金の要望にも対応することとしている」と述べており、会費等の納入を強制している訳ではない状況が伺える。これらのことから、高体連が会費等を徴収することをもって、部活動への強制加入を求めているとは言えない。

高体連の会費等については、生徒全員から徴収することを前提として学校長に集金を依頼しているという側面は認められるものの、国及び県のガイドラインの「部活動への所属を強制しないようにする」という趣旨に直接的に反しているとは言い切れず、令和6年度補助金を交付することが不適当と認めるべき事由に当たるとは認めがたい。

よって、県による令和6年度補助金交付決定における審査は、違法・不当なものとは言えず、請求人の主張には理由が無い。

以上のことから、請求人の主張には、いずれも理由がないので、本件措置請求を棄却する。

#### 付言 県教育委員会に対する要望

今回の住民監査請求に関して、監査委員は以下のとおり県教育委員会に意見を表明する。

高体連会費等をはじめとする学校徴収金全般については、これまで監査委員として改善を求めてきた経緯がある。

今回の監査を進める中で、県教育委員会及び高体連からは、保護者や生徒に対する十分な説明や入会金の在り方に関して改善に向けた意向が示されたところであり、今後、着実に取り組まれない。

学校徴収金については、高体連会費等に限らず、県教育委員会が作成している「学校徴収金取扱マニュアル」に則り、保護者等に対して、徴収の趣旨を分かりやすく説明するなど、さらに前例にとらわれることなく説明責任を十分に果たされるよう取り組まれない。